

新旧対照表

新	旧
森林整備事業施工管理基準 制 定 平成20年9月17日 県有第 868号 一部改正 平成22年7月 1日 県有第 427号 一部改正 平成28年3月16日 県有第1822号 一部改正 平成30年7月31日 県有第 632号 一部改正 平成31年3月28日 県有第1967号 一部改正 令和4年2月25日 県有第1756号 一部改正 令和6年11月20日 県有第1055号 <u>一部改正 令和7年4月1日 県有第 114号</u> この森林整備事業施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、山梨県<u>森林環境</u>部が発注する森林整備事業を実施するにあたり、事業の施工管理の基準を定めるものである。 1 目 的 この管理基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた工期、目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。 2 適 用 この管理基準は、山梨県<u>森林環境</u>部が発注する保安林整備事業、県有林造林事業、松くい虫防除事業等の森林整備事業全般について適用する。なお、作業内容、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合は、監督員と協議の上、他の方法によるものとする。 3 ～ 6 (略)	森林整備事業施工管理基準 制 定 平成20年9月17日 県有第 868号 一部改正 平成22年7月 1日 県有第 427号 一部改正 平成28年3月16日 県有第1822号 一部改正 平成30年7月31日 県有第 632号 一部改正 平成31年3月28日 県有第1967号 一部改正 令和4年2月25日 県有第1756号 一部改正 令和6年11月20日 県有第1055号 <u>(新設)</u> この森林整備事業施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、山梨県<u>林政</u>部が発注する森林整備事業を実施するにあたり、事業の施工管理の基準を定めるものである。 1 目 的 この管理基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた工期、目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。 2 適 用 この管理基準は、山梨県<u>林政</u>部が発注する保安林整備事業、県有林造林事業、松くい虫防除事業等の森林整備事業全般について適用する。なお、作業内容、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合は、監督員と協議の上、他の方法によるものとする。 3 ～ 6 (略)

新	旧
付 則 この管理基準は、平成22年7月1日から適用する。 この管理基準は、平成28年3月16日から適用する。 この管理基準は、平成30年8月1日から適用する。 この管理基準は、平成31年4月1日から適用する。 この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。 この管理基準は、令和6年12月1日から適用する。 <u>この管理基準は、令和7年4月1日から適用する。</u> 別表 （略）	付 則 この管理基準は、平成22年7月1日から適用する。 この管理基準は、平成28年3月16日から適用する。 この管理基準は、平成30年8月1日から適用する。 この管理基準は、平成31年4月1日から適用する。 この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。 この管理基準は、令和6年12月1日から適用する。 <u>(新設)</u> 別表 （略）